第一号様式旅客船安全証書のための設備の記録（様式Ｐ）５中

13　国際信号書 International Code of Signals	.....

を

13　国際信号書 International Code of Signals	.....
14　船橋航海当直警報装置（ＢＮＷＡＳ） Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)	.....

に

改める。

第一号の二様式原子力旅客船安全証書のための設備の記録（様式ＰＮＵＣ）５中

14　国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume Ⅲ	.....

を

14　国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume Ⅲ	.....
15　船橋航海当直警報装置（BNWAS） Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)	.....

に

改める。

第三号様式（管海官庁が交付するもの）及び（船級協会が交付するもの）の貨物船安全設備証書のための設備の記録（様式Ｅ）３中

13　国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume Ⅲ	.....

を

13　国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume Ⅲ	.....
14　船橋航海当直警報装置（BNWAS） Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)	.....

に

改める。

第五号様式貨物船安全証書のための設備の記録（様式Ｃ）５中

14　国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume Ⅲ	.....

を

14　国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume Ⅲ	.....
15　船橋航海当直警報装置（BNWAS） Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)	.....

に

改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付されている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、この省令による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書とみなす。

○国土交通省令第六十三号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第九条の二第五項及び第九条の三第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第三項中「前方から見易い」を「前方から見やすい」に、「同じ。）の左上部」を「同じ。）」に、「後面に見易い」を「後面に、それぞれ見やすい」に改める。

第一号様式の二を次のように改める。

第一号様式の二備考(1)中「及び「責任保険」」を「並びに「年」、「月」及び「自賠責」」に改め、同様式備考(2)を次のように改める。

(2)　保険標章の枠の色、保険期間の満了する日の属する月を表す数字の色、保険期間の満了する日の属する年を表す数字に係る部分の地色並びに「年」及び「月」の文字の色は白色とすること。

第一号様式の二備考中(5)を(6)とし、同様式備考(4)中「(3)」を「(4)」に改め、「、「責任保険」の文字に代えて「責任共済」の文字を」を削り、同様式備考中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同様式備考(2)の次に次の備考を加える。

(3)　保険期間の満了する日の属する年を表す数字の色、「自賠責」の文字の色及び保険期間の満了する日の属する月を表す数字に係る部分の地色は、保険期間の満了する日の属する年を表すものとし、平成23年にあつては青色、平成24年にあつては橙色、平成25年にあつては紫色、平成26年にあつては黄緑色、平成27年にあつては赤色、平成28年にあつては黄色、平成29年にあつては緑色とし、平成30年以降は順次これを繰り返すこと。